

お知らせ

令和元年8月豪雨災害義援金の受付について

令和元年8月に発生した前線に伴う大雨の影響により、九州北部地方を中心に甚大な被害が出ています。

この災害で被災された方々を支援するため、次のとおり義援金を受け付けております。

■義援金の名称  
令和元年8月豪雨災害義援金

■募集期間  
令和2年2月28日（金）まで

■受付場所  
下川町役場保健福祉課

■担当  
日本赤十字社北海道支部  
下川町分區

■事務局  
役場保健福祉課福祉子育て支援グループ  
☎4-2511内線125

お知らせ

消費税率引き上げに伴うし尿収集手数料変更のお知らせ

令和元年10月1日からの消費税率引き上げに伴い、同日から名寄地区衛生施設事務組合が徴収する、し尿収集手数料（し尿の汲み取り料金）が、次のとおり変更となりますのでお知らせします。

【し尿収集手数料】

1リットルにつき8・748円から8・910円に変更

※お支払いいただく料金は、汲み取り量に応じたし尿収集専用の収入証紙に記載の金額となります（官公署等を除く）。

参考例：100リットル証紙870円から890円に変更

■お問い合わせ

名寄地区衛生施設事務組合総務課（炭化センター内）  
☎01654-2-9090

お知らせ

生活・仕事相談会を開催します

生活や仕事などに関する悩みごと、困りごとなどについてご相談ください。【要事前予約】

■開催日時

10月8日（火）  
11月12日（火）  
各日とも  
①午前10時～午前10時50分  
②午前11時～午前11時50分の2回

■開催場所

総合福祉センター「ハピネス」

■申込期限

開催日前日の午後3時までに電話、FAX、メールで予約してください。

■相談料

無料

■申込先・実施主体

自立相談支援事業所「かみかわ生活あんしんセンター」

☎0166-38-8800  
FAX0166-33-0021  
メールアドレス  
anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

■その他

相談開始時間確認等のため、センターにより電話連絡することがあります。



「必ずチェック 最低賃金！使用者も、労働者も」

## 北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改訂されました。

10月3日からの

最低賃金は時間額 **861円**

○最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。

○特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く者には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

■お問い合わせ 名寄労働基準監督署  
☎01654-2-3186